

広島県立図書館管理運営規則（昭和六十三年広島県教育委員会規則第七号）第三条第一項
第三号の規定によって、広島県立図書館を次のとおり休館する。

平成二十六年十二月十八日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

一 休館の期間

平成二十七年二月十七日（火）から同月二十七日（金）まで

二 休館の理由

特別整理のため